

第 1629 回 (1 月 24 日)

戦前期の農業における租税負担率の推計

大 鎌 邦 雄

本報告は、町村制が確立した 1890 年以降戦前期の、農業における国税と地方税を含めた直接税の負担率を推計し、その意味することについて、若干の検討を加えることを課題とする。

農業における国税と地方税を含めた直接税の負担率の推計は、すでに総研の「日本農業の全貌」シリーズに掲載された恒松治氏の論文で試みられ、その結果については学界で一定の「市民権」を得ている。しかし、主としてそれが依拠しているデータや直接税の範囲に関して、若干の検討を要する点があると思われる。また恒松論文では、データの制約もあって、5 年平均で負担率を推計しているという限界もある。そこで本報告では、近年のマクロデータを利用して、負担率の精度を高めるとともに、1890～1937 年まで毎年の負担率を推計し、その結果を示した。

同時に恒松論文では、推計とともに、いくつかの重要なファクトファインディングを行っているが、本推計の結果からそれを再検討してみると、次のような相違が見られた。

1) 非農業の租税負担額が農業のそれを上回るのが、1916 年と恒松推計の想定より若干早い。

2) 農業と非農業の国税・地方税の負担割合に関して、日清・日露両戦時や第一次大戦中・後を除いた「平時」には、いずれも地方税の負担額が大きく、国税の負担額が大きくなるのは、戦争という特殊な要因による。

3) 農業非農業間の租税負担率の差は、当初の過重な農業負担が徐々に縮小されるが、解消はしない。しかしその格差は、1920 年代は恒松推計より 2% 強小さいものであった。

4) 国税の農業負担率と非農業のそれとの格差が解消するのは、第一次大戦後であるが、地方税の格差は解消しない。しかし地方税の負担率の差は、恒松推計の想定より小さい。

5) 農業の負担率が高かったのは、地租と家屋税によるが、しかし地租でも 1920 年以降は地方税の地租付加税の負担率が国税を上回り、家屋税では府県税よりも市町村税の負担率が一貫して大きかったことに、注意を要する。

6) 非農業の負担率に比して、農業の負担率の変動が大きく、米価と逆の動きを示す傾向を見せている。

以上のことから本推計は、恒松推計によるファクトファインディングを基本的には支持するものであるが、その水準や時期などの細部に関して、新たな知見を加えることができた。

以上の結果は、第 1 に戦前期の農業問題の一つであった「農村負担軽減運動」に関して、その焦点の一つは、地方財政に対する財政需要のあり方にあったのではないかということを示唆するものである。

第 2 に上記のような日本の経験は、地方団体がともかくも自前の財源を調達し、公共財の整備と維持管理に向けられたことを示すものであり、こうした日本の農村開発の方法は、途上国のそれに対して、特にファンドの形成や、事業への参加という観点からの地方団体と住民との関係を考える上で大きな示唆を与えるものである。